

**Q1 防犯灯の維持管理は、具体的に何をすれば良いですか？**

A1 「点灯していない」、「点灯したまま」、「灯具が落下しかけている」など取替や修理が必要な防犯灯がないか、定期的な点検をしてください。  
また、中国電力との契約が間違いないか請求書等で確認してください。

**Q2 壊れている防犯灯を見つけた場合、どうすれば良いですか？**

A2 お住いの自治会の防犯灯の場合は、自治会長又は防犯灯担当者へ連絡してください。  
他の自治会の場合は、管理している自治会へ連絡をしてください。  
管理する自治会がわからない場合は、市生活安全課（45-1828）に連絡してください。

**Q3 どの電気工事業者に工事依頼すれば良いですか？**

A3 工事業者の指定はありませんので、お知り合いや近所の電気工事業者に依頼してください。  
発注先は自治会で自由に選定していただいて構いませんが、市内業者を優先してください。  
電気工事業者に依頼する際は、防犯灯が付いている電柱番号や大まかな位置、目標物を伝えるとスムーズに対応できます。

**Q4 防犯灯を移設したいのですが、どうすれば良いですか？**

A4 防犯灯の移設や方向調整、まぶしさ軽減用カバー取付け等が必要になった場合も、電気工事業者に工事を依頼してください。

**Q5 防犯灯が樹木の枝葉に覆われ暗くなりましたが、どうすれば良いですか？**

A5 樹木剪定は、樹木の所有者の責任で行ってもらうことになります。道路の樹木ならば道路管理者（市土木課など）へ連絡いただき、私有地内の樹木であれば、その土地の所有者に剪定を依頼してください。

### Q6 不要になった防犯灯はどうすれば良いですか？

A6 不要になった防犯灯は、移設するか撤去するかになります。  
移設先がなければ撤去になりますが、撤去する器具が新しければ他器具の取替用として保管することをお勧めします。  
保管が難しい場合は、依頼する電気工事業者に廃棄してもらってください。

### Q7 今の防犯灯は暗いので、もっと明るいものに取替えたいのですが。

A7 これまで市が取替や設置した防犯灯は10W未満のLED灯で、明るくするには、照度の高い10W以上の器具へ変更する方法が有効ですので、電気工事業者に相談し器具を選定してください。  
ただし、10W以上の器具は10W未満の器具よりも高額で、中国電力(株)と契約する電気料金区分も変更されるため電気料金が増額になりますのでご注意ください。  
また、LED灯への取替であれば、メーカー・器具選定等に制限なく助成対象になりますが、助成金限度額に変更はありませんのでご注意ください。

### Q8 LED防犯灯の交換時期は？

A8 LED灯は蛍光灯のように、点滅して球切れするのではなく、点灯の時間経過に沿って徐々に暗くなる特性があります。  
器具交換の目安はメーカーの推奨では10年程度とされており、他の器具と比較し「暗くなったかな？」と感じるようであれば、寿命を迎えた可能性があります。

### Q9 LED防犯灯のメーカーや器具に指定はあるの？

A9 自治会の所有物ですので、メーカーや器具は自由に選んでいただいて構いませんが、耐久性等を考慮すると優良防犯機器(RBSS)の認定を受けた耐塩性の器具を推奨します。  
市が交換したLED器具も耐塩性の優良防犯機器(RBSS)の認定品です。

### Q10 自治会費で工事を行う(助成を利用しない)場合も市への連絡が必要？

A10 市ではこれまで設置や取替した防犯灯を台帳で整理していますので、既存の防犯灯に変更があった場合は、お手数をお掛けしますが市生活安全課(45-1828)に連絡をお願いします。

### Q11 助成申請の回数・灯数の制限や締切日がありますか？

A11 申請回数や申請灯数の制限はなく、通年で受付けします。ただし、予算の範囲内となりますので、年度末などは市生活安全課（45-1828）に確認をお願いします。

### Q12 防犯灯を新たに設置する場合も助成対象になりますか？

A12 維持管理費助成は、防犯灯の維持管理に関する助成なので新設は対象になりませんが、市では新設する場合の設置助成制度を設けています。設置助成は、毎年、年度初めに自治会長宛にご案内していますが、受付期間（締切り）など申請方法が異なりますので、詳しくは市生活安全課（45-1828）にお問い合わせください。

### Q13 LED化されていない防犯灯が見つかった場合は？

A13 自治会が管理されているLED灯以外の防犯灯が見つかった場合は、市生活安全課（45-1828）に連絡をお願いします。

### Q14 防犯灯が落下するなどにより第三者に被害を与えた場合は？

A14 市では自治会活動支援を目的に防犯灯の事故に備え「損害賠償責任保険」に加入しています。防犯灯の落下等により第三者に被害を与えた場合は、市生活安全課（45-1828）に連絡をお願いします。休日や夜間の場合は市警備員室（45-1700）に連絡をお願いします。ただし、市加入の保険は全ての賠償に対応できるものではないので、自治会での保険加入もご検討ください。

### Q15 防犯灯の損害賠償責任保険の対象となる事例、対象とならない事例は？

A15 【対象となる事例】

- ・防犯灯が落下し、下を歩いていた通行人に怪我を負わせた
- ・防犯灯が落下し、通行（停車）していた車両にキズを付けた

【対象とならない事例】

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任事故
- ・地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似する自然現象に起因する賠償責任事故など